

## 転出(小田原市外へ異動)されたかたへ

1. 新しい住所にお住まいになってから14日以内に新住所地の市区町村役場に転入届出をしてください。

※手続きには次のものが必要です。

・転出証明書・通知カード・届出人の印鑑・年金手帳(国民年金加入者のみ)・本人確認できるもの(運転免許証など)

※14日以内に届出をしないときは、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

※転出証明書の転出予定日からは、小田原市に住所がないものとみなされます。(転出予定日以降に住民票と印鑑証明書が必要な場合は、新住所地の市区町村で転入手続きをしてから取得してください。)

2. 転出証明書に記載してある内容が変更になった場合…新住所地で転入届出の際に変更事項を申し出てください。

3. 転出証明書を紛失した場合…戸籍住民課又は各支所・連絡所・住民窓口にお申し出ください。

4. 転出が取り止めになった場合…戸籍住民課又は各支所・連絡所・住民窓口に転出証明書を持参して、転出取消の届出をしてください。

転出時の主な手続きは次のとおりです。該当されるかたは手続きを行ってください。※印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。

対象者	小田原市の手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
□ 住民基本台帳カードまたはマイナンバー(個人番号)カードをお持ちのかた	○新しい住所にお住まいになってから14日を経過または転入届出をしないまま転出予定日から30日を経過した場合はカードが失効しますので、返納届出をしてください(返納は新住所地でもできます)	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各支所・連絡所・住民窓口	○新しい住所にお住まいになってから14日以内に転入届出をするとカードが継続して利用できます。希望する場合は新住所地の市区町村で申請してください ○転入の手続きの際にお持ちください
□ 印鑑登録をしていたかた	○登録が抹消されますので、印鑑登録証(カード)をお返しください	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各支所・連絡所・住民窓口	○必要な場合、新住所地で手続きをしてください ※登録方法は市区町村によって異なります
□ 国民健康保険の加入者 □ ※一部転出の場合は、そのかただけ資格を喪失します	○保険証をお返しください(郵送でも結構です) ※修学のために転出する場合や介護施設等に入所するため転出する場合は、引き続き小田原市の保険証を発行する場合があります ※高齢受給者証をお持ちのかたは窓口で負担区分等連絡票を受け取ってください	1C窓口 保険課 保険証:【TEL0465-33-1845】 保険料:【TEL0465-33-1834】 各支所・連絡所・住民窓口	○引き続き国民健康保険へ加入されるかたは、手続きをしてください ○高齢受給者証をお持ちのかたは負担区分等連絡票を提出してください
□ 国民年金の加入者	○手続きの必要はありません	新住所地の国民年金窓口	○第1号被保険者(自営業・学生など)は新住所地国民年金窓口にて転入の手続きの確認をしてください
□ 市県民税(普通徴収)をお納めのかた	○手続きの必要はありません ※ただし、国外へ転出される場合は「納税管理人申告書」を提出してください	課税内容: 9番窓口 市民税課 【TEL0465-33-1351】 納付相談: 7番窓口 市税総務課 【TEL0465-33-1345】	○年度途中で転出されても、転出年度は本市に納めています(転出年度は新住所地自治体の住民税は課税されません。市県民税は、1月1日に住所のあった自治体に納めることになります)
□ 市営住宅に入居していたかた	入居世帯員の変更の手続きがあります。 なお、名義人が異動する場合は別途手続きがありますので、お問い合わせください	5階 建築課 【TEL0465-33-1553】	・印鑑

### ■お子さまに関する手続き

対象者	小田原市の手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
□ 小児医療証をお持ちのかた ひとり親家庭等医療証をお持ちのかた	○資格喪失の手続きをしてください。また、医療証をお返しください ※小児医療については、転出先によって課税証明書が必要になりますので転出先に確認してください ※ひとり親家庭等医療は子育て政策課での手続きとなります	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	※医療費助成制度は、市区町村によって対象が異なりますので、事前に新住所地の市区町村へ確認してください
□ 児童手当の受給者及び対象児童	○受給者及び対象児童が一緒に転出する場合、児童手当受給事由消滅届を提出してください  ※受給者もしくは、対象児童のみ転出する場合、別途手続きが必要です。お問い合わせ下さい。 ※転出月分まで小田原市からの手当支給は終了となります ※公務員の場合、原則、勤務先で手続きしてください。印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員の場合、市役所で手続きが必要です	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	○転入届を済ませたら、児童手当の申請をしてください。転出予定日の翌日から15日以内に申請してください 本人が申請する場合 ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・児童が別居している場合は児童のマイナンバー確認書類 ・印鑑 ・申請者名義の通帳 ・厚生年金等の加入者は健康保険証のコピーまたは年金加入証明書 ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります。)  ※代理人が申請する場合は上記の書類に加え下記の書類が必要です ・委任状等の代理権の確認できる書類 ・代理人の本人確認書類
□ 児童扶養手当の受給者	○子育て政策課で転出の手続きを行ってください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】	・印鑑 ・児童扶養手当証書
□ 公立小・中学校在学のお子さまがいるかた	○転校の手続きをしてください ※学校から在学証明書、教科用図書給与証明書を受け取ってください  ○引き続き在籍校に通学を希望する場合 →区域外就学の手続きをしてください	新住所地の教育委員会	○転校の手続き及び方法は、新住所地の市区町村窓口でご確認ください
□ 保育園在園のお子さまがいるかた または保育所入所申込みをされているかた	○保育の実施解除申請、申込みの取り下げをしてください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	○転出後も現在通っている、または申し込んでいる園に引き続き入所希望の場合は、新住所地の市区町村で新規申込みをしてください
□ 妊娠中のかた	○窓口への届出は不要です	健康づくり課(保健センター内) 【TEL0465-47-0820】	○母子健康手帳はそのままお使いください ※小田原市の妊婦健康診査費用補助券は使用できません。新住所地の市区町村で手続きしてください

裏面もご覧ください。

## ■ご高齢のかたに関する手続き

対象者	小田原市での手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
□ 後期高齢者医療制度加入者	<p>○県外へ転出のかた 資格喪失の手続きをしてください また、被保険者証をお返しください ※負担区分等証明書を受け取ってください</p> <p>○県内への転出のかた 住所変更の手続きをしてください</p>	1B窓口 保険課 【TEL0465-33-1843】 各支所・連絡所・住民窓口	<p>○資格取得の手続きをしてください ※その際、負担区分等証明書を提出してください ※その他の必要書類は転出先市区町村にご確認ください</p> <p>○住所変更の手続きをしてください ※その他の必要書類は転出先市区町村にご確認ください</p>
□ 介護保険加入者	<p>○転出先が居宅のかた 介護保険被保険者証、負担限度額認定証(お持ちのかた)、負担割合証(お持ちのかた)はお返しください ※要介護・要支援認定を受けているかた、事業対象者のかたは、受給資格証明書を受け取ってください</p> <p>○転出先が介護保険施設等のかた 住所地特例対象施設の場合は、後日転出先の新しい被保険者証をお送りします</p>	17番窓口 高齢介護課 【TEL0465-33-1872】 一部取り扱い:各支所・連絡所・住民窓口	<p>○要介護・要支援認定を受けているかた、事業対象者のかた:受給資格証明書を持って介護保険転入の手続きをしてください ※転出日から14日以内に届出をしてください。住所を異動した日から14日を過ぎると、この証明書は無効となりますので十分に注意してください</p>
□ 厚生年金・国民年金の受給者	○手続きの必要はありません	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】	○手続きの必要はありませんが、別送先登録者(住民票と郵便の送付先を変更しているかた)は変更手続きが必要です。詳しくは新住所地を管轄する年金事務所にお問い合わせください
□ 共済年金・厚生年金基金の受給者	○手続きの必要はありません	加入されていた共済組合等	○加入されていた共済組合または厚生年金基金へお問い合わせください

## ■障がい等のあるかたに関する手続き

対象者	小田原市での手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
重度障がい者医療	○印鑑をお持ちになり、資格喪失の手続きをしてください また重度障害者医療証をお返しください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1461】 各支所・連絡所・住民窓口	※医療費助成制度は、市区町村によって対象が異なりますので、事前に新住所地の市区町村へ確認してください
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者	○住所変更(転出)の手続きをしてください なお、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者は転出先で手続きしてください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1467】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・自立支援医療受給者証</li> <li>・マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul>
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過の福祉手当・特別児童扶養手当・神奈川県在宅重度障害者等手当・市心身障害児福祉手当受給者	○住所変更(転出)の手続きをしてください ※市心身障害児手当受給者は受給資格喪失手続きをしてください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1446】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>※特別児童扶養手当受給者について、県外転出は転出届、県内転出は新住所地で変更届を提出してください</li> </ul>

## ■その他の手続き

対象者	小田原市での手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
□ 運転免許証をお持ちのかた	○小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する警察署	○新住所地を管轄する警察署(小田原警察署の管轄区域の場合は0465-32-0110)へお問い合わせください
□ 原動機付自転車等(排気量125cc以下のオートバイ等)を所有しているかた	○標識、標識交付証明書、印鑑、本人確認書類(運転免許証等)をお持ちになり、軽自動車税の申告手続き(転出廃車)をしてください ※廃車証明書を交付します	8番窓口 市税総務課 【TEL0465-33-1343】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新住所地の市区町村窓口で軽自動車税の申告手続き(転入)をしてください</li> <li>・廃車証明書</li> <li>・印鑑等</li> </ul>
□ 排気量125ccを超えるオートバイを所有しているかた	○小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する陸運局自動車検査登録事務所	○新住所地を管轄する陸運局自動車検査登録事務所(湘南自動車検査登録事務所の管轄区域の場合は050-5540-2038)へお問い合わせください
□ 軽自動車を所有されているかた	○小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する軽自動車検査協会	○新住所地を管轄する軽自動車検査協会(軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所の管轄区域の場合は050-3816-3119)へお問い合わせください
□ 飼い犬のいる場合	○手続きの必要はありません	新住所地の市区町村担当窓口	○新住所地担当課へ転入の手続きをしてください ・鑑札・愛犬手帳
□ 久野園の使用者のかた	○使用者住所変更届を提出してください	5階 みどり公園課 【TEL0465-33-1586】	○詳しくは左記窓口へお問い合わせください
□ 水道 (橋地区は県営水道です) 下水道	<p>○水道の使用中止の電話連絡をしてください</p> <p>○橋地区のかたは神奈川県営水道お客様コールセンターへ連絡してください</p> <p>○井戸戸を使用して公共下水道に接続されているかたは届け出が必要なため、ご連絡ください。届け出がないと、下水道使用料の変更や中止ができません</p>	<p>水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】</p> <p>神奈川県営水道お客様コールセンター 【TEL0570-005959】</p> <p>5階 下水道総務課 【TEL0465-33-1616】</p>	<p>○使用開始の手続きを行ってください ※新住所地の水道局等に連絡して確認をとってください ・印鑑</p>

※上記項目については、転出届により生じる、行政手続きやその他、特に公益性の高い項目を掲載しております。

※軽自動車等の手続きにおける湘南支所の管轄区域は、平塚市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・南足柄市・高座郡・中郡・足柄上郡・足柄下郡です。

※小田原市のホームページでも、さらに詳しく案内しております。<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>

支所:大窪支所、早川支所、豊川支所、上府中支所、下曾我支所、片浦支所、曾我支所  
連絡所:中央連絡所

住民窓口:マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口